



## Vol. 5 ★会社施設を利用した組合活動

弁護士 向井 蘭  
狩野・榎本・岡法律事務所

### 団体交渉について

#### 第1 会社施設を利用した組合活動

労働組合結成後、労働組合は使用者に対し、様々な要求を突きつけます。

その際、労働組合は、「就業時間中の組合活動も認めろ」、「掲示板も貸せ」、「組合に掲示板も貸さない、就業時間中の組合活動も認めないと言うことは不当労働行為にあたる、出るところに出るぞ」などということがあります。果たして、労働組合のこれらの主張は正しいのでしょうか？

#### 第2 最高裁判例

まず、労働組合が、使用者の許可なく、使用者の施設を使用してよいかについて、最高裁判例（昭和54年10月30日国労札幌運転区事件）は、以下のとおり判断しました。

「労働組合又はその組合員であるからといって、使用者の許諾なしに右物的施設を利用する権限をもっているということはできない」

「利用の必要性が大きいことのゆえに、労働組合又はその組合員において企業の物的施設を組合活動のために利用しうる権限を取得し、また、使用者において労働組合又はその組合員の組合活動のためにする企業の物的施設の利用を受忍しなければならない義務を負うとすべき理由はない、というべきである。」

使用者は、「職場環境を適正良好に保持し規律のある業務の運営態勢を確保するため、その物的施設を許容された目的以外に利用してはならない旨を、一般的に規則をもって定め、又は具体的に指示、命令することができ、これに違反する行為をする者がある場合には、企業秩序を乱すものとして、当該行為者に対し、その行為の中止、原状回復等必要な指示、命令を発し、又は規則に定めるところに従い制裁として

懲戒処分を行うことができるもの、と解するのが相当である」

要するに、組合活動は、使用者の施設を用いず、かつ使用者の施設外で行うのが原則であり、使用者施設内で組合活動を行う場合には、使用者の施設管理権（すなわち、企業秩序の維持管理のために、使用者の人的要素・物的施設を管理利用する権限）の制約に服するのです。

したがって、「組合に掲示板も貸さない、就業時間中の組合活動も認めないと言うことは不当労働行為にあたる、出るところに出るぞ」などと労働組合から言われても、臆する必要は全くないのです。

ただし、社内にある他の労働組合には掲示板を貸していた場合は、組合間差別となり不当労働行為となります。

#### 第3 実務上の対応

しかしながら、一方で、使用者も、労働組合に会社施設内で労働組合活動をさせたくないが、できれば労働組合とは正面から衝突したくないと考えます。

その場合は、

「うちの会社には掲示板を設けるスペースがない」

「会議室は、急に使用することがあり、いつ使用するか分からないから、組合活動に使用させる会議室はない」

と会社の実情を訴えて理解を求めるのも一つの手段です。

**お気軽にご相談ください**

弁護士向井蘭に御用の場合は、お気軽にお電話ください。

弁護士 向井 蘭 (E-mail:r.mukai@mbm.nifty.com)

狩野・榎本・岡法律事務所 TEL:03-3288-4981 FAX:03-3288-4982